User's
Manual

はじめにお読みください

IM 01W02D01-11JA

vigilantplant.®

このたびは弊社のYFGW410フィールド無線用管理ステーションをご採用いただき誠にありがとうございました。
本書には，YFGW410フィールド無線用管理ステーションを正しく安全にお使いいただくために重要な情報，および内蔵されているソフトウェアの使用許諾契約書が記載されています。
本製品をお使いになる前に，最初に必ずお読みください。

目　次

はじめに.....1
安全に使用するための注意事項.....2
オンラインマニュアルの利用方法.....5
YFGW410 内蔵ソフトウェアの使用準備.....6
著作権および商標.....7
ユーザーズマニュアルについて.....8
オープンソースソフトウェア搭載に関して.....9
ユーザーズマニュアル　改訂情報.....10
YFGW410 内蔵ソフトウェア使用許諾契約書.....11

YOKOGAWA
横河電機株式会社

IM 01W02D01-11JA
初版

はじめに

■ ユーザーズマニュアルに対する注意

- ユーザーズマニュアルは，最終ユーザまでお届けいただき，最終ユーザがお手元に保管して随時参照できるようにしていただきますようお願いします。
- 本製品の操作は，ユーザーズマニュアルをよく読んで，内容を理解したのちに行ってください。
- ユーザーズマニュアルは，本製品に含まれる機能詳細を説明するものであり，お客様の特定目的に適合することを保証するものではありません。
- ユーザーズマニュアルの内容の一部または全部を，無断で転載，複製することは固くお断りいたします。
- ユーザーズマニュアルの内容については，将来予告なしに変更することがあります。
- ユーザーズマニュアルの内容については万全を期していますが，もしご不審な点や誤り，記載もれなどお気付きのことがありましたら，裏表紙に記載の当社各営業拠点またはご購入の代理店までご連絡ください。
- 特別仕様につきましては記載されておりません。
- 機能・性能上とくに支障がないと思われる仕様変更，構造変更，および使用部品の変更につきましては，その都度の本書改訂が行われない場合がありますのでご了承ください。

安全に使用するための注意事項

■ 本製品の保護・安全および改造に関する注意

- **人体および本製品，または本製品を含むシステムの保護・安全のため，本製品を取り扱う際は，ユーザーズマニュアルに記載されている安全に関する指示事項に従ってください。なお，これらの指示事項に反する扱いをされた場合，当社は安全性の保証をいたしかねます。**
- **このユーザーズマニュアルで指定していない方法で使用すると，本製品の保護機能が損なわれることがあります。**
- **本製品を無断で改造することは固くお断りいたします。**
- **防爆形計器について，お客様が修理または改造され，原形復帰ができなかった場合，本製品の防爆構造が損なわれ，危険な状態を招きます。修理・改造については必ず当社にご相談ください。**
- **本製品を含むシステムに対する保護・安全回路を設置する場合は，本製品外部に別途用意するようお願いいたします。**
- **本製品の部品や消耗品を交換する場合は，必ず当社の指定品を使用してください。**
- **本製品およびユーザーズマニュアルでは，安全に関する以下のようなシンボルマークを使用しています。**

取扱注意

「取扱注意」を示しています。
本製品においては，人体および機器を保護するために，ユーザーズマニュアルを参照する必要がある場所に付いています。また，ユーザーズマニュアルにおいては，感電や身体を傷つける事故など，取扱者の生命や身体に危険が及ぶ恐れがある場合に，その危険を避けるための注意事項を記述してあります。

警告

「警告」を示しています。
ソフトウェアやハードウェアを損傷したり，システムトラブルになったりする恐れがある場合に，注意すべきことがらを記述してあります。

重要

「重要」を示しています。
操作や機能を知るうえで，注意すべきことがらを記述してあります。

補足 説明を補足するためのことがらを記述してあります。

参照 参照すべき項目などを記述してあります。

⏚ 「保護用接地端子」を示しています。機器を操作する前に必ずグランドと接続してください。

⏚ 「機能用接地端子」を示しています。機器を操作する前に必ずグランドと接続してください。

⎓ 「直流電源」を示します。

■ 納入後の保証について

- **本製品の保証期間は，ご購入時に当社よりお出しした見積書に記載された期間とします。保証期間中に生じた故障は無償で修理いたします。**
- **故障についてのお客様からのご連絡は，ご購入の当社代理店または最寄りの当社営業拠点が承ります。**
- **もし本製品が不具合になった場合には，本計器の形名・計器番号をご明示のうえ，不具合の内容および経過などについて具体的にご連絡ください。略図やデータなどを添えていただければ幸いです。**
- **故障した本計器について，無償修理の適否は当社の調査結果によるものとします。**

■ 次のような場合には，保証期間内でも無償修理の対象になりませんのでご了承ください。

- **お客様の不適当または不十分な保守による故障の場合。**
- **設計・仕様条件をこえた取り扱い，使用，または保管による故障，または損傷。**
- **当社が定めた設置場所基準に適合しない場所での使用，および設置場所の不適合な保守による故障。**
- **当社もしくは当社が委嘱した者以外の改造または修理に起因する故障，または損傷。**
- **納入後の移設が不適切であったための故障，または損傷。**
- **火災・地震・風水害・落雷などの天災をはじめ，原因が本計器以外の事由による故障，または損傷。**

■ 本製品の免責について

● **当社は，保証条項に定める場合を除き，本製品に関していかなる保証も行いません。**

● **本製品のご使用により，お客様または第三者が損害を被った場合，あるいは当社の予測できない本製品の欠陥などのため，お客様または第三者が被った損害およびいかなる間接的損害に対しても，当社は責任を負いかねますのでご了承ください。**

■ ハードウェア製品について

● **外観，付属品の確認**

本製品がお手元に届きましたら以下の項目を確認してください。
・外観チェック
・標準付属品
もし，塗装のはがれや破損があった場合や，付属品に不足があった場合は，当社の営業またはお買い求め先代理店へご連絡ください。

● **形名，仕様コードの確認**

本製品に貼付されたネームプレートに形名および仕様コードが記載されています。この番号と一般仕様書（General Specification）に記載されている形名および仕様コード一覧を照合し，本製品がご注文の仕様どおりであることを確認してください。お問い合わせ事項が生じましたら，当社の営業またはお買い求め先代理店へご連絡ください。

■ 付属ソフトウェア製品について

● **付属ソフトウェアのメディアを開封される前に，本書に記載の「YFGW410内蔵ソフトウェア使用許諾契約書」を良くお読みいただき，同意される場合のみ開封してご使用ください。**

● **当社は，保証条項に定める場合を除き，本ソフトウェアに関していかなる保証も行いません。**

● **本ソフトウェアは，本製品（YFGW410）専用のソフトウェアです。本製品に接続するコンピュータのWebブラウザで閲覧・操作することが出来ます。**

■ 適合規格と注意事項

● **EMC規格**

EN61326-1 Class A，Table 2（産業用途），EN61000- 6-2
※ ClassA 機器は，工業環境用に設計されています。工業環境以外での使用はできません。

オンラインマニュアルの利用方法

本製品では，YFGW410フィールド無線用管理ステーション ユーザーズマニュアル(IM 01W02D01-01JA)を閲覧するために，Adobe Readerが必要です。
以下のAdobe Readerを，管理者権限を持つユーザで閲覧するパソコン(PC)にインストールしてください。

・ Adobe Reader 9.3　以降

補足　Adobe Reader は，アドビシステムズ社のウェブサイトから入手できます。

● オンラインマニュアルの閲覧

オンラインマニュアルは，付属の DVD-ROM に収納されています。付属ソフトウェアを PC にインストールしても PC には格納されません。
オンラインマニュアルを閲覧するには，Adobe Reader をインストール後，DVD-ROM にある以下のファイルを Adobe Reader で開いてください。

<DVD-ROM ドライブ名 >：¥Document¥jp¥IM 01W02D01-01JA.pdf

YFGW410内蔵ソフトウェアの使用準備

本製品内蔵のソフトウェアを使用するためには，パソコン(PC)上に以下に示すオペレーティングシステム(OS)標準のWebブラウザがインストールされている必要があります。

Windows OS バージョン	OS標準Webブラウザ バージョン
Windows 7 Professional SP1(32-bit)/ (64-bit)	Internet Explorer (IE)8.0
Windows Vista Business Edition SP2 (32-bit)	IE7.0
Windows Server 2008 Enterprise SP2 (32-bit)	IE7.0
Windows Server 2008 R2 Enterprise (64-bit)	IE8.0

Microsoft .NET Framework 3.5 Service Pack 1 が必要です。

Web ブラウザの使用方法の詳細については，OS の取扱説明書をご覧ください。

付属する DVD-ROM の詳細については，Readme_jp.txt をご覧ください。
<DVD-ROM ドライブ名 >：¥Readme_jp.txt

著作権および商標

■ 著作権

ユーザーズマニュアルおよびメディアなどの著作権は当社に帰属します。
ユーザーズマニュアルをコピーしたり，第三者に譲渡，販売，頒布（パソコン通信のネットワークを通じて通信により提供することを含みます）したりすることを禁止します。
また，無断でビデオテープその他に登録，録画することも禁止します。

■ 商標

- 「CENTUM」，「PRM」，「FieldMate」，「STARDOM」および「VigilantPlant」は，横河電機株式会社の商標または登録商標です。
- 「Microsoft」，「Windows」，「Windows Server」，「Windows Vista」，「Windows 7」，「Visual Basic」，「VisualC++」，「VisualC#」，「VisualStudio」および「Microsoft .NET Framework3.5」は，米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe，Adobe Acrobat，および Acrobat Reader は，アドビシステムズ社の米国および／または各国での商標または登録商標です。
- 「Ethernet」は，XEROX Corporation の登録商標です。
- その他，本文中に使われている会社名・商品名は，各社の登録商標または商標です。
- 本文中の各社の登録商標または商標には，TM，® マークは表示しておりません。

ユーザーズマニュアルについて

■ 本製品のユーザーズマニュアルの構成

本製品のユーザーズマニュアルの構成について説明します。

(1) YFGW410 には，以下の印刷されたユーザーズマニュアルが添付されています。
・IM 01W02D01-11JA：はじめにお読みください（本書）

(2) YFGW410 付属 DVD-ROM（F9194TA）には，オンラインマニュアルとして以下のユーザーズマニュアルが入っています。
・IM 01W02D01-01JA：YFGW410 フィールド無線用管理ステーション

オープンソースソフトウェア搭載に関して

本製品では，GPL(GNU General Public License）などのオープンソースライセンスに基づくソフトウェアを使用しています。

■ GPL(the GNU General Public License 一般公衆利用許諾契約書) 条項

GPL に関する情報は，公開されている下記 UR を参照してください。

URL http://www.gnu.org/copyleft/gpl.html

■ オープンソースライセンス

使用しているオープンソースソフトウェアのライセンス条項は，付属 DVD-ROM の License_jp.txt をご覧ください。

<DVD-ROM ドライブ名 >：\Open Source Software\License_jp.txt

■ 保証の範囲と対応責任

本製品において，上記のライセンス条項に従いオープンソースソフトウェアそのものの動作に関しては保証しません。

■ オープンソースソフトウェアの個別情報

使用しているオープンソースソフトウェアのモジュール名やそのソースコードについては，当社までお問い合わせください。

フリーダイヤル：0120-059-505

ユーザーズマニュアル　改訂情報

資料名称　　：はじめにお読みください

資料番号　　：IM 01W02D01-11JA

版No	改訂日付	ページ	訂正・変更箇所
初版	2012 年 8 月		新規発行

YFGW410内蔵ソフトウェア使用許諾契約書

重要 – 本契約書を注意してお読みください。
本契約は, お客様が横河電機株式会社およびその子会社（以下併せて「横河」といいます）のフィールド無線用管理ステーションに内蔵される設定・管理ツールであるソフトウェアを使用する際に適用される，横河とお客様との契約です。本ソフトウェアを OS 標準の Web ブラウザで使用することにより，お客様は本契約の各条項に同意したものとみなされます。本契約の条項に同意されない場合は，本製品の使用は行わず，直ちに販売元にご連絡ください。
お客様が最終ユーザでない場合は，お客様から最終ユーザに本契約条件を提示し，最終ユーザの同意を得た上で，本ソフトウェアの使用を開始させるものとします。
横河が本契約と異なる条件について書面にて合意した場合には，当該合意が本契約に優先します。

第1条（適用範囲）

1. 本契約は，フィールド無線用管理コンソールのソフトウェア製品に適用します（以下「横河ソフトウェア製品」といいます）。横河ソフトウェア製品は，次の通り分類されます。
   a. 標準ソフトウェア製品：横河のカタログまたは一般仕様書に横河のソフトウェア製品として記載されているものをいいます。
   b. カスタムソフトウェア製品：標準ソフトウェア製品と共にまたはこれに追加して使用するために，合意した仕様に基づき，横河が個別に製作するソフトウェア製品をいいます。
2. 前項の横河ソフトウェア製品には，コンピュータプログラム，これに関連するマニュアル等の書類，データベース，フォント，入力データおよびソフトウェアに組み込まれたイメージ，写真，アニメーション，ビデオ，音声，音楽，テキスト，アプレット（テキストやアイコンに組み込まれたソフトウェア）などを含みます。
3. 横河が別に定める場合を除き，横河ソフトウェア製品の改訂版および機能追加版についても本契約が適用されます。

第2条（使用権の許諾）

1. 横河は，お客様に対し，横河ソフトウェア製品について，別途合意した使用料を対価として，予め横河が指定したコンピュータ，指定がない場合は 1 台のコンピュータ上における，お客様の自己使用を目的とした，非独占的かつ譲渡不能の使用権を許諾します。
2. 横河が書面により別途合意または規定した場合を除き，次の行為は禁止されます。
   a. 横河ソフトウェア製品を複製すること
   b. 横河ソフトウェア製品またはそれらの使用権を第三者に販売，転貸，頒布，譲渡，質入もしくは再使用を許諾したり，公衆送信もしくは送信可能化すること
   c. ネットワークを介して指定コンピュータ以外のコンピュータ上で横河ソフトウェア製品を使用すること
   d. ダンプ，逆アッセンブル，逆コンパイル，リバースエンジニアリング等により横河ソフトウェア製品をソースプログラムその他人間が読み取り可能な形式へ変換もしくは複製すること，修正もしくは他の言語への翻訳等により横河ソフトウェア製品を提供された形式以外に改変すること，またはこれらを試みること
   e. 横河ソフトウェア製品に使用または付加された保護の機構（コピープロテクト）を除去したり，除去を試みること
   f. 横河ソフトウェア製品に表示されている著作権，商標，ロゴその他の表示を削除すること

3. 横河ソフトウェア製品およびそれらに含まれる一切の技術，アルゴリズム，ノウハウおよびプロセスは，横河または横河に対し再使用許諾権を付与している第三者の固有財産および営業秘密であり，横河ソフトウェア製品の権利は横河または横河に対し再使用許諾権を付与している第三者に帰属し，お客様に権利の移転や譲渡を一切行うものではありません。
4. 前項記載の固有財産および営業秘密は，横河ソフトウェア製品を使用するために必要とされるお客様の役員，従業員またはそれに準じる者以外の第三者に開示，漏洩しないものとし，お客様は当該従業員等に対しては秘密保持の義務を負わせるものとします。
5. 横河ソフトウェア製品およびその複製物は，本契約終了または解除時に横河に対し返却され，保有する複製物は完全に消去するものとします。横河ソフトウェア製品およびその複製物の記憶媒体を廃棄する場合には，必ずこれに記憶されている内容を完全に消去するものとします。
6. 横河ソフトウェア製品には，横河が第三者から再使用許諾権を付与されているソフトウェアプログラム（以下「第三者プログラム」という）を含む場合があります。かかる第三者プログラムの供給者（以下「供給者」といいます）が本契約と異なる再使用許諾条件を定めている場合には，別途通知される当該条件を遵守していただきます。

第3条（特定用途に関する制限）

1. 横河ソフトウェア製品は，横河，お客様間で別途書面で合意した場合を除き，航空機の運行もしくは船舶の航行，または地上でのサポート機器もしくは原子力施設の立案，建設，保守，運用または使用を目的として特別に設計，製造または使用許諾されるものではありません。
2. お客様が前項の目的で横河ソフトウェア製品を使用する場合には，横河および供給者は当該使用により発生するいかなるクレームおよび損害に対しても責任を負わないものとし，お客様は，お客様の責任においてこれを解決するものとします。

第4条（保証）

1. 横河は，指定場所への納入後 1 年間または別に定める保証期間中（以下「保証期間」といいます），横河が定める動作環境またはハードウェアにおいて，横河またはかかるハードウェア供給者が定める適切な環境その他の使用条件で使用する場合に，横河ソフトウェア製品が取扱説明書または機能仕様書の手順どおりに機能することを保証します。保証期間は，ご購入者の指定する場所への納入完了時または横河ソフトウェア製品の一部もしくは全部の業務への供用開始時のいずれか早い時から起算するものとします。
2. 前項にかかわらず，横河はいかなる使用環境のもとでも下記の事項について保証するものではありません。
   a. ソフトウェアプログラムの実行が中断されないこと
   b. ソフトウェアの中に誤り（バグ等）がないこと
   c. ソフトウェアの中の誤り（バグ等）が完全に訂正されること
   d. 他のソフトウェアと横河ソフトウェア製品との間で不整合，相互干渉等の影響がないこと
   e. ご購入者の特定目的またはご購入者が将来予定される使用目的に適合すること
   f. ソフトウェア製品およびソフトウェア製品により得られる成果に的確性，正確性，信頼性または最新性があること
3. 横河ソフトウェア製品が，保証期間内に，取扱説明書もしくは機能仕様書の手順どおりに機能しない場合，または横河ソフトウェア製品の記憶媒体に破損などの瑕疵が発見された場合は，別に定める場合を除き，横河は無償で補修，交換もしくは回避策の提示をいたします。ただし，かかる補修，交換もしくは回避策を実施するにあたり横河または横河が指定する者による現地での作業が必要な場合は，これに有

する費用はお客様が負担するものとします。また，かかる作業において横河が必要と判断した場合は，お客様は当該ソフトウェア製品が搭載されているシステム／設備／機器を運転初期状態に戻したり，停止したりするものとします。

4. 横河ソフトウェア製品上に発見された障害その他の不適合が次に掲げる事由に起因する場合は，保証の対象から除外されるものとし，横河は前各項の保証責任を負わないものとします。
   a. ソフトウェア製品を搭載するハードウェアがその供給者の定める保証条件（保守契約を含みます）の適用を受けなくなった場合
   b. ソフトウェア製品を搭載するハードウェアが特定されている場合に，搭載するハードウェアを横河の合意なくして他のハードウェアに替えた場合
   c. 横河または横河の指定する第三者以外の者により改良，改善または改造等のサービスの提供を受けた場合
   d. お客様または第三者（横河の指定するサービス提供者を除きます）等による誤用改造，機能付加あるいは機能仕様書記載以外の目的使用による場合
   e. 横河またはハードウェア供給者が定める適切な環境条件その他の使用条件を遵守していない場合
   f. 横河が提案するソフトウェアの障害その他不適合の適切な回避手段（修理，取替を含む）をお客様が実施しない場合
   g. その他横河の責任とみなされない原因の場合
5. 前各項にかかわらず，第三者プログラムの保証条件については，供給者の定めるところによります。
6. 本条に定めるものを除き，横河は瑕疵担保責任その他の保証責任を負いません。

第5条（保守対応）

1. 横河ソフトウェア製品の保守サービスの範囲および条件は，横河が別途定めるところによります。ただし，横河が保守対応をするのは，カタログ又は一般仕様書に別に記載のない限り，標準ソフトウェア製品については，最新のバージョンおよびその直前のバージョンまでとし，直前のバージョンについてはバージョンアップ後 5 年間に限るものとします。また，受注停止のものについては，受注停止後 5 年内に限り対応します。なお，カスタムソフトウェア製品は，保証期間終了後については原則として保守対応しないものとしますが，別途合意した場合は，改造扱いにて対応させていただくことがあります。
2. 前項に関わらず，第三者プログラムの保守条件については，供給者の定めるところによります。

第6条（特許権，著作権の侵害に関する損害賠償責任）

1. お客様は，横河ソフトウェア製品につき，第三者から特許権，商標権，著作権その他の知的財産権の侵害に基づき使用の差し止め，損害賠償請求等が行われた場合は，書面にて直ちに請求の内容を横河に通知するものとします。
2. 前項の通知がなされ，当該請求等が横河の責に帰すべき事由による場合は，その防御および和解交渉について，お客様から横河に防御，交渉に必要なすべての権限を与えていただき，かつ必要な情報および援助をいただくことを条件に，横河は自己の費用負担で当該請求等の防御および交渉を行い，前項記載の第三者に対して最終的に認められた責任を負うものとします。
3. 横河は第 1 項における請求またはその恐れがあると判断した場合は，横河の選択により，横河の費用で下記のいずれかの処置を取ることができるものとします。
   a. 正当な権利を有する者からかかる横河ソフトウェア製品の使用を継続する権利を取得する。
   b. 第三者の権利の侵害を回避できるようなソフトウェア製品と交換する。
   c. 第三者の権利を侵害しないようにかかる横河ソフトウェア製品を改造する。
   d. 前各号の処置がとれない場合，かかる製品の簿価のうち既に横河が受領した金額を限度として損害を賠償する。

4. 前各項にかかわらず，第 1 項の請求にかかる侵害が，横河以外の者による横河ソフトウェア製品の改変に起因する場合，横河以外の第三者が納入した製品と横河ソフトウェア製品との組み合わせによる場合，お客様または発注者の指示に起因する場合，横河の助言に従わない場合その他横河の責に帰すべき事由によらない場合は，横河は前各項の責任を負わないものとします。

第7条（責任の制限）

本契約に従い使用されている横河ソフトウェア製品によって，横河の責に帰すべき事由によりお客様が損害を被った場合は，横河は，本契約の規定に従って対応するものとしますが，横河および供給者は，いかなる場合においても，派生損害，結果損害，その他の間接損害（営業上の利益の損失，業務の中断，営業情報の喪失等による損害その他）については一切責任を負わないものとし，かつ横河の責任（前条における責任を含む）はかかる横河ソフトウェア製品について横河が既にお支払いを受けた金額の残存簿価を限度とします。なお，横河が納入した製品につきお客様が横河の書面による事前の承諾なく改造，改変，他のソフトウェアとの結合を行い，またはその他，カタログ，一般仕様書，基本仕様書，機能仕様書もしくはマニュアルとの相違を生ぜしめた場合は，横河は一部または全ての責任を免れることができるものとします。

第8条（権利義務の譲渡）

お客様は，本契約に基づく権利義務を横河の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。横河の承諾を得て横河ソフトウェア製品および本契約の地位の譲渡を行う場合は，お客様は横河ソフトウェア製品をすべて譲受人に譲渡し，保有する複製物を消去するものとします。

第9条（輸出規制）

お客様は，日本国，アメリカ合衆国その他関連国の輸出関連法規を遵守し，横河ソフトウェア製品を輸出する場合には，自らの責任と費用において輸出入許可の取得その他必要な手続きを行うものとします。

第10条（監査，使用の差止め）

1. 横河は，お客様による本契約の履行を確認するため，合理的な範囲で，お客様の関連施設に立ち入り監査することができるものとします。
2. 横河ソフトウェア製品の使用許諾後といえども，使用環境の変化または許諾時には見出せなかった悪環境条件が見られる場合，その他横河ソフトウェア製品を使用するに著しく不適切であると横河が判断した場合には，横河はお客様に対して当該使用を差止めることができるものとします。

第11条（解除）

お客様（最終ユーザーを含みます）が本契約に違反した場合には，横河は何ら催告を要することなく通知をもって本契約を解除できるものとします。この場合お客様は直ちに横河ソフトウェア製品の使用を中止し，第 2 条第 5 項に従い横河ソフトウェア製品およびその複製物を返却または消去するものとし，支払い済みの使用料は返金されないものとします。本契約終了後といえども第 2 条第 4 項および第 5 項，第 6 条，第 7 条ならびに第 12 条は効力を有するものとします。

第12条（管轄裁判所）

横河ソフトウェア製品の使用または本契約に関して生じた紛争については，両者誠意を持って協議解決するものとしますが，協議が整わない場合は東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的管轄裁判所とします。